議 事

唐桑地域におけるデマンド交通実証運行に係る停留所及び運行時刻の変更について

唐桑地域におけるデマンド交通実証運行については，７月 28 日に開催した公共交通会議において委員の皆様からご承認をいただき，その内容に基づいて東北運輸局に運行に係る許可申請を行い，８月 28 日付けで許可を受けたところです。

一方，デマンド交通に係る周知を図るため，８月下旬から９月上旬にかけて 12 回にわたり実証運行に係る住民説明会を開催いたしました。そこで，地元住民から停留所の追加設置及び移設並びに運行時刻の変更について要望があり，運行事業者や自治会と協議した結果，以下のとおり運行内容を変更したいと考えています。（この変更は実証運行開始日である 10 月２日から実施予定です。）

つきましては，東北運輸局への届出にあたり本会議の承認が必要な事項について協議をお願いするものです。

１　変更概要

（１）停留所の変更（詳細は別冊の停留所一覧参照）

説明会において，当初設定していた停留所から離れた場所にお住まいの方から停留所の追加設置及び移設について要望があったため，地元自治会と協議し，以下のとおり変更します。

■松圃地区　１ヶ所追加（2-7）
■小鯖地区　２ヶ所追加（4-8・9）
■鮪立地区　５ヶ所追加（6-7～11）
■舞根地区　１ヶ所移設（7-4）
■舘地区　　１ヶ所追加（11-8）　　［全停留所の合計数は９ヶ所増の 81 ヶ所］

（２）運行時刻の変更

説明会において，Ａ（舞根・鮪立方面）の便が午前中に１便しかなく，唐桑地域内で通院や買物をする際の帰宅に不便であるとの意見があったことから，運行時刻を以下のとおり変更します。

■Ａ（舞根・鮪立）の方面にお住まいの方が午前中に帰宅できる時刻設定に変更する
（変更によって，各方面とも午前中に２便の運行を確保）
■上記変更に伴い，ＡとＢの運行時刻を統合し混乗運行とする
また，各便について運行時刻を変更する
※運行時間帯（平日 8:15～15:45，土曜日 8:15～12:10）に変更はありません。

【変更前の時刻表】

方面	唐桑総合支所の出発時刻		
A（舞根・鮪立方面）	8:15	平 13:10	平 15:20
B（中井・崎浜方面）	8:40	10:25	平 13:35
C（舘・大沢方面）	9:40	11:25	平 14:35

【変更後の時刻表】

方面	唐桑総合支所の出発時刻			
A（舞根・鮪立方面）	8:10★	10:10	平 13:10★	平 15:10★
B（中井・崎浜方面）	8:10★	10:10	平 13:10★	－
C（舘・大沢方面）	9:25	11:25	平 14:25	－

※A・Bの 8:10・10:10・13:10 の便は，AとBの混乗運行とします。

※「平」印の便は，土曜日は運行しません。

※「★」印の便は，以下のとおり宿バス停でミヤコーバスと接続します。

8:10 の便：宿 8:49 発の市立病院行きに乗り換え可能

13:10 の便：市立病院 12:30 発→宿 13:12 着の御崎行きから乗り換え可能

15:10 の便：市立病院 14:20 発→宿 15:02 着の御崎行きから乗り換え可能

（3）その他

上記の停留所及び運行時刻以外の運行内容（運行エリア区分，運賃及び利用方法等）については変更はなく，実証運行開始日も 10 月２日で変更ありません。

２　今後のスケジュール

９月 21 日　地域公共交通会議（書面開催）

９月末　　東北運輸局に届出

10 月２日　今回の変更内容を反映させた形態で実証運行開始

以上